

令和 2 年 7 月 16 日開会

令和 2 年 7 月 16 日閉会

## 令和 2 年第 4 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

令和2年7月16日

令和2年第4回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第33号 財産の取得について (町長提出)
- 第4 議案第34号 財産の取得について (町長提出)
- 第5 議案第35号 財産の取得について (町長提出)
- 第6 議案第36号 財産の取得について (町長提出)
- 第7 議案第37号 令和2年度北方町一般会計補正予算(第5号)を定めるについて (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

出席議員 (10名)

1番	石井	伸弘
2番	神谷	巧
3番	村木	俊文
4番	松野	由文
5番	三浦	元嗣
6番	杉本	真由美
7番	安藤	哲雄
8番	鈴木	浩之
9番	安藤	浩孝
10番	井野	勝巳

欠席議員 な し

欠員 な し

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部	哲哉
教育長	名取	康夫
総務課長兼税務課長	臼井	誠

都市環境課長兼上下水道課長	山 田	潤
総務課総括管理監	奥 村	英 人
福祉健康課総括管理監	林	賢 二
福祉健康課長	木野村	英 俊
防災安全課長心得	高 崎	健 一

**職務のため出席した事務職員の氏名**

議会事務局長	小 島	伸 也
議 会 書 記	後 藤	祐 斗
議 会 書 記	石 崎	啓 明

開会 午後 1 時 55 分

- 議長（安藤浩孝君） ただいまから令和 2 年第 4 回北方町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の日程はお手もとに配付のとおりです。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 10 番、井野勝巳君及び、1 番、石井伸弘君を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日 1 日に決定をしました。

#### 日程第 3 議案第 33 号から日程第 7 議案第 37 号まで

- 議長（安藤浩孝君） 日程第 3、議案第 33 号から、日程第 7、議案第 37 号までを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（戸部哲哉君） 皆さんこんにちは。本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員皆さんには、全員のご出席をいただき、大変ありがとうございます。また、皆様には平素から町政各般に渡りまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますこと、重ねて御礼を申し上げたいと思えます。

さて、7 月 3 日から続いている集中豪雨は、令和 2 年 7 月豪雨と命名されました。九州をはじめ各地で甚大な被害をもたらしましたわけであり、とりわけ、先週水曜日には、東濃や飛騨地方の随所で土砂崩れや河川の氾濫、浸水等の被害が発生をいたしました。今なお、高山市や下呂市など、5 市で 79 人の方が避難を余儀なくされているようであり、また国道 41 号線、JR 高山線が崩落のため通行止めとなっておりますが、コロナ禍で地域経済が苦境に立たされたあげく、観光再開に踏み切った矢先、二重三重の災難に見舞われた苦しみは察するに余りあると

ころで、一日も早い復興、復旧を願うほかありません。亡くなられました方のご冥福をお祈りし、被害に遭われた全ての方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、コロナ感染についてであります。申し上げるまでなく、首都圏を中心に無症状や感染経路不明者、集団感染が急増しております。昨日東京都では警戒レベルを最も深刻なレベル4に引き上げ「感染拡大警報を発する」状況としております。更に今日現在は、過去最多の280人にも達しており、予断を許さない深刻な状況に陥っております。また、既に地方への伝播が始まっており、昨日は国内453人、東海三県でも19人の感染者が出ております。いずれも緊急事態宣言解除後の最多を更新しております。また、県においても連日感染者が出ており、昨日、県岐商の教師が感染し、200人の生徒が今日にもPCR検査を受けるとのことです。更に中には、北方町在住の生徒二人が含まれているようで、検査の結果を注視しているところであります。

また、今月22日より開始される、政府の観光支援事業「Go To トラベル」が、物議を醸しています。経済活動が疲弊しており、早い立て直しが望まれているところですが、経済活動と感染防止の両立に政府や企業、国民の誰もが、元の自粛生活に踏み切れるのか、難しく、そして厳しい決断に迫られております。町といたしましても、町民の安全安心を守るため、万全の態勢で取り組み、コロナにも災害にも負けないよう、的確に対策を講じ、対応したいと思っております。本日臨時議会において、お諮りする町独自のプレミアム商品券事業であります。本町の景気浮揚、消費喚起、町民の笑顔を取り戻す事業として、上下水道料金や生活費等の補填事業等に続いて、取り組む所存であります。これからも細部まで踏み込んで、考えつくあらゆる対策を今後も精査し、対処していきたいと考えておりますので、議員皆様には、これからも一層のご協力とご理解をお願いし、冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、本日提案させていただきました案件について説明をさせていただきます。

まず議案第33号から議案第36号までの4議案につきましては、財産の取得についてであります。

資料にてお示ししたとおり、南東部開発交流拠点整備事業におきまして、今回取得する土地は、北方町曲路4丁目及び曲路東2丁目、3丁目地内、64筆であります。土地の所有者は53人、総面積は8万6,544㎡(約2万6,180坪)であります。買い受け単価は、㎡/1万2,000円、

ちなみに坪単価で言いますと約 3 万 9,670 円となります。県道沿いにあつては買い受け単価が、 $\text{m}^2$  / 1 万 2,400 円（坪単価では約 4 万 992 円）であります。うち議会の議決を必要とする土地面積が合計で 5,000  $\text{m}^2$  以上の土地所有者は 4 名、筆数は 10 筆で、その面積は 2 万 6,903.2  $\text{m}^2$ 、全体の 31.1%であります。

従いまして、地方自治法第 96 条の第 1 項第 8 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、議決をいただきます 4 名の土地所有者とは 7 月 1 日に仮契約を取り交わしており、契約内容については全て合意しておりますことを補足させていただきます。

それでは順次説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

議案第 33 号 財産の取得についてであります。契約の相手方住所氏名は、本巣郡北方町\_\_\_\_\_にお住まいの、大野ひとみ様であります。取得する財産の種類は土地、目的は南東部開発交流拠点整備事業に要する造成用地であります。対象財産の所在地及び地目、地積は北方町曲路 4 丁目 2 番（田=5,329  $\text{m}^2$ ）同 9 番（田=1,820  $\text{m}^2$ ）、及び曲路東 2 丁目 17 番（田=711  $\text{m}^2$ ）同 18 番（畑=1,017  $\text{m}^2$ ）であります。契約の面積は 4 筆合計 8,877  $\text{m}^2$  で買い受け金額は 1 億 721 万 5,200 円であります。

続きまして、議案第 34 号 財産の取得についてであります。契約の相手方は岐阜市\_\_\_\_\_にお住まいの杉浦きさ子様で、取得する財産の種類、目的は議案第 33 号と同様であります。対象財産の所在地、地目、地積は北方町曲路東 2 丁目 11 番（田=3,894  $\text{m}^2$ ）同 12 番（宅地 414.2  $\text{m}^2$ ）、及び同 60 番（田=1,583  $\text{m}^2$ ）であります。契約の面積は 3 筆合計で 5,891.2  $\text{m}^2$ 、契約の金額は 7,305 万 880 円であります。

続きまして、議案第 35 号 財産の取得についてであります。契約の相手方は本巣市\_\_\_\_\_にお住まいの高田美保子様で、取得する財産の種類、目的は議案第 33 号と同様であります。対象財産の所在地、地目、地積は北方町曲路東 2 丁目 20 番（畑=1,878  $\text{m}^2$ ）及び曲路東 3 丁目 6 番（田=4,519  $\text{m}^2$ ）であります。契約の面積は 2 筆合計で 6,397  $\text{m}^2$ 、買い受け金額は 7,751 万 5,200 円であります。

続きまして、議案第 36 号 財産の取得についてであります。契約の相手方は岐阜市\_\_\_\_\_にお住まいの山中敏彰様で、取得する財産の種類、目的は議案第 33 号と同様であります。買い受けする土地の所在は北方町曲路東 2 丁目 56 番で、地目は田、地積は 5,738

※下線部は、個人情報につき掲載を差し控えます。

m<sup>2</sup>であります。契約の金額は7,115万1,200円であります。

以上説明をさせていただきました議案33号から36号までの4議案につきましては、同一案件として適切にご判断していただきますようよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第37号 令和2年度北方町一般会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,145万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億5,980万1,000円とするものであります。なお歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は補正予算書の第1表、歳入歳出予算補正の通りであります。

主な歳出は、新型コロナウイルス感染症対策として、アユカカードの積み増し1,000円を増額することとしたため、総務費、総務管理費でバス券購入費用275万円を増額、新型コロナウイルス感染症臨時休業時利用支援加算金、保育対策総合支援事業費補助金などで民生費、児童福祉費で、134万7,000円の増額、北方町コロナに負けるな事業補助金、中小企業雇用調整事業費補助金に200万円を商工費では商工業振興費で、新規事業であります。プレミアム商品券事業費として、かかる諸経費等で1億6,890万円を商工費にて計上させていただきました。他に避難所の感染症対策物資として消防費、災害対策費で備品購入費用としてパーティションテント120張り分475万2,000円を増額いたしました。

歳入については国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,350万2,000円などで総額9,532万6,000円、県補助金では新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金490万円などで総額593万3,000円、他にプレミアム商品券の販売代金8,000万円、前年度繰越金19万2,000円であります。

以上で説明といたします。慎重審議のうえ、適切にご決定がいただけますようよろしくお願ひを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（安藤浩孝君） 議案第33号 財産の取得についての質疑を行います。井野議員。

○10番（井野勝巳君） 今町長から説明をいただきまして、今回4つの提案をされたところですが、これ今4名の契約ということになります。土地を持つてる人は53名おると聞いておりますが、今これからまたこの中の人達とも契約を結ばれていくかと思うんですが、今こ

の 4 名にあたっただけかもしれませんが他の人にあたる形の中で人に対する難易度、風当たりはどんなものですか。

○議長（安藤浩孝君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田潤君） 一覧で、資料でお示ししました全体からしまして、もう既に 98%ぐらいの契約をいただいておりますので、残りの方も残っているのは相続未登記等ですぐに登記変更ができない方でございます。ほぼ皆さんで了解をいただいているところでございます。支払いについても耕作をしない方と耕作をしているんだけども人に貸して担い手さんでやっているところにつきましては担い手さんの合意解約書をもって、うちの方は支払いに応じておりますのでもう既に支払いを順次始めているところでございます。もう多分月末までにはほぼ終わると思います。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10 番（井野勝巳君） 98%同意をしてもらえるような形でこの事業が進むということですが、本当この間の説明、イオンの説明を聞きますとこの北方町にとって大きな事業でありますので、何とか進めていかなければならない事業かと思っております。登記的なものの不明者とかそういったものは生まれてない、ほとんど今の事業が遅れている部分はそのあたりのことも含めてあるのかどうか。全筆分買収ということですね。

○議長（安藤浩孝君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田潤君） 今回の事業は全筆買収ということで、先程も申しましたとおり少しだけ手続きが残っているところがございますが年度内には解決できる見通しでございます。

○議長（安藤浩孝君） 質疑よろしいですか。これから討論を行います。三浦議員。

○5 番（三浦元嗣君） この議案 33 号から 36 号、財産の取得に関する契約ですが、契約の内容そのものに私は異議があるというわけではご



ざいませぬ。しかしこの南東部開発の商業地域の開発、今年の3月の議会で予算化したわけですが、町民の皆さんの理解と納得を得ない中でこのような事業を進めることについて私は予算のこの部分について反対をいたしました。したがって、今回のこの契約についても同様の理由で未だに十分町民の皆さんにも説明が行われておりませぬので、財産の取得について反対したいと思ひます。

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 財産の取得についての質疑を行います。

〔発言者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑を終わります。討論はありますか。

〔発言者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 財産の取得についての質疑を行います。

〔発言者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑を終わります。討論はありますか。

〔発言者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 財産の取得についての質疑を行います。

〔発言者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑を終わります。討論はありますか。

[発言者なし]

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立多数]

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議案第 37 号 令和 2 年度北方町一般会計補正予算（第 5 号）を定めるについての質疑を行います。

[「終結」の声あり]

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第 37 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

○議長（安藤浩孝君） 本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。令和 2 年第 4 回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2 時 16 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月16日

議 長 安藤 浩孝

署名議員 井野 勝巳

署名議員 石井 伸弘